

No.	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	要旨	対応
1	P8-13	第1編・第2章2高齢者数の状況	最新の人口推計について。	高齢者数の状況として、最新の人口推計を活用します。	高齢者数の状況として、最新の人口推計を活用します。 ※人口推計は、平成29年10月10時点で推計したものであり、今後変動する可能性があります。
2	P14	第1編・第2章3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況	高齢者等実態調査の対象者について…①本来、介護保険の認定を受け、サービスを利用するような状況である人が認定を受けていない状況もある。そうした対象者を把握することはできないか。	高齢者等実態調査における、介護保険のニーズが高いが未申請・未利用である方の把握について。	高齢者等実態調査については、要介護認定を受けていない高齢者を対象として、2000人を無作為で抽出しました。市全域での傾向・意向を測るために、無作為抽出を採用するもので、特定の層のみを対象とすることはできませんでした。 ご指摘のようなケースが地域の中で存在することは考えられます。そうした状況が市でも把握できる様に、地域の民生委員・自治会との連携、相談先となる高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)の周知などに努めていきたいと考えています。 また本調査の目的の一つとして、申請・サービス利用に至っていない方に向けた介護保険制度を含む高齢者福祉制度の周知・普及啓発があります。実際にアンケート調査の対象となった事で、介護保険の利用相談、要介護認定につながった事例があります。
3	P14	第1編・第2章3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況	高齢者等実態調査の対象者について…②95歳以上などの特に高齢の方の現状を把握することが必要ではないか。家族と同居し日中独居であることは把握できても、介護のニーズを把握することができません。介護のニーズが高いと思われても、同居の家族が必要ないと判断すれば、訪問・相談する機会を持つことができません。	高齢者等実態調査における、特に高齢である方の現状把握について。	同居の家族が居る場合においては、市でも住民登録の関係上、十分に把握することができません。 基本的に同居の家族が居る場合には、介護や生活上の課題は家庭内で対応頂いているものと考えます。2-2と同様に、ご指摘のようなケースが地域の中で存在することは考えられます。そうした状況が市でも把握できる様に、地域の民生委員・自治会との連携、相談先となる高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)の周知などに努めていきたいと考えています。
4	P26-32	第1編・第2章3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況 (2)在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護認定者のアンケート結果について。	在宅で生活している要介護認定者のアンケート結果について。	在宅で生活している要介護認定者のアンケート結果について、新たに提示するものです。
5	P33-34	第1編・第2章3 高齢者等実態調査の結果から見た高齢者の状況 (4)調査結果から見る高齢者施策への期待	一般高齢者、在宅で生活している要介護認定者のアンケート結果から得られた分析。	一般高齢者、在宅で生活している要介護認定者のアンケート結果から得られた分析。	一般高齢者、在宅で生活している要介護認定者のアンケート結果から得られた分析を新たに提示するものです。 その内容としては、P42の第7期計画策定に向けた方向性につながるものと考えます。

No.	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	要旨	対応
6	P35-36	第1編・第2章4介護保険事業の状況	第6期中の介護保険事業の実績について	第6期中の介護保険事業の実績について	第6期中の介護保険事業の実績について新しく提示するものです。
7	P41	第1編・第6章 第6期計画の取り組み状況の評価	ICTの略語の意味、ICT自体の活用方法について	ICTの略語の意味、ICT自体の活用方法について	ICTは、Information and Communication Technology・情報通信技術の略となっています。活用方法については、P92にて新しく提示する介護と医療の連携における多職種間の情報共有を目的としたシステムを活用しています。
8	P45	第1編・第3章3 施策の体系	施策体系の変更について	施策体系の変更について	計画の内容に従い、施策体系を変更しました。 施策目標5:介護と医療の連携推進 ・従前1と2(市民への普及啓発)を統合→1.拠点事業の展開 施策目標6:在宅での生活の継続を支える地域づくり ・従前1(高齢者の見守り)と2を統合→2.地域の支え合い活動 ・従前3(権利擁護)を2に繰上げ ・従前3(権利擁護)から、新規3.成年後見制度を独立させる
9	P51	第2編・第1章1 (2)健康保持・増進(一次予防) ⑤高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	接種対象者の条件変更について	接種対象者の条件変更について	これまで時限措置として行われてきた65歳以上の方の定期接種は平成30年度で終了し、平成31年度以降は65歳及び心臓や腎臓等に重い障害のある60-64歳の方が対象となるなど、接種対象者の条件変更があります。多くの高齢者に影響のある事ですので、周知に努めていきます。
10	P64	第2編・第1章3 (1)介護予防・日常生活支援総合事業への対応	介護予防・日常生活支援総合事業の新たな類型図について	介護予防・日常生活支援総合事業の新たな類型図について	介護予防・日常生活支援総合事業の新たな類型図を提示するものです。 この類型図に沿って、P71までの事業を行っていきます。

No.	該当ページ	当該箇所	提案・意見等	要旨	対応
11	P74	第2編・第1章3 (2)社会参加を通じた生きがいと介護予防の推進 ⑥高齢者ふれあいの家開設支援	高齢者ふれあいの家の利用を勧めても、内容や料金などの条件が分からず、とりあえず参加して無駄足になることがあります。事前に十分に周知することが必要だと思います。	高齢者ふれあいの家の活動内容について周知が必要ではないか。	高齢者ふれあいの家の開設支援や積極的利用につなげる為には、普及啓発が重要であると考えています。 本計画においても、これまで各施設の住所・電話番号・活動日のみを記載していましたが、第7期では活動内容についても記載することとしました。料金等の掲載は、活動内容により異なる場合もあることから、今後の検討すべき事項と考えています。
12	P82	第2編・第1章4 (3)高齢者福祉サービスの充実 ②高齢者外出支援サービス	高齢者外出支援サービスと福祉有償運送の相違点について	高齢者外出支援サービスと福祉有償運送の相違点について	高齢者外出支援サービスは、65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者を対象として、通院・介護サービス利用・ケアプラン作成依頼の相談等の目的に限って利用できるものです。また利用範囲も、自宅と目的地に限られています。 福祉有償運送は、高齢者・障害者・要介護認定者等がその提供事業者の会員となることでサービスを受けることができ、年齢要件等は特にありません。利用目的についても、制限はなく、様々な用途で理央宇することができます。また利用範囲は、発着点のいずれかが市内等の定めになっています。
13	P97	第2編・第1章6 (3)成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用促進に向けた取り組みについて	成年後見制度の利用促進に向けた取り組みについて	成年後見制度の利用促進に向けた取り組みについて新たに提示するものです。
14	P102	第2編・第1章7 (2)在宅の居住環境の整備 ①住宅改修支援事業	住宅改修支援事業の意味合いについて(ケアプラン利用がない方とは何か)	住宅改修支援事業の意味合いについて(ケアプラン利用がない方とは何か)	介護保険による住宅改修の補助には、要介護認定を受けることが条件となっています。高齢者のなかには、住宅改修のみを希望し、在宅・施設系サービスを希望しない方がいます。 また住宅改修の着工条件として、ケアマネジャーによる理由書作成が条件となっています。そこで本事業により、住宅改修以外のサービスを利用しない方(ケアプランの作成が無い方)について、ケアマネジャーが日常生活の状況等を適切に把握し理由書を作成してもらえよう支援しているところです。(1件につき2000円+消費税の手数料が支払われます。)
15	P102	第2編・第1章7 (2)在宅の居住環境の整備 ①住宅改修支援事業	要介護認定を受けて、福祉用具の貸与・購入などを利用する方がいますが、過剰にサービスを勧められ困っている事例がある様です。実態を把握して、ケアマネジャーへの適切な指導をして欲しい。	福祉用具の貸与・購入について、過剰な利用実態を把握し、指導することが必要ではないか。	福祉用具の購入については保険給付に申請が必要となりますが、その際に、購入が必要な理由の記載が必要となります。また、これまでの購入実績も把握したうえで可否を判断しています。 貸与については、ケアマネジャーが作成するケアプランに位置付けることが必要で、その際にはサービス担当者会議で利用の妥当性を検討し、必要な理由を記載することになっており、適切に行われるかどうかについてはケアプラン点検の際に確認しております。 ご指摘のようなケースが無いよう今後も適切に指導していきます。また実際にケースがありましたら、市介護支援課に相談いただければと考えています。